

平成 27 年 6 月 9 日

公益認定等委員会
委員長 山下 徹 様

一般社団法人
西部日本ボールルームダンス連盟
会長 鳥居 弘忠

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟に関する要望書

1 趣旨

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（連盟）は、西部日本ボールルームダンス連盟（西部）にたいして、突然そのホームページ上に西部の加盟団体からの除名を示す文書を掲載し、さらに事実と異なる一方的な内容の処分理由なるものを掲載しています。

このような不当な行為が公然となされることは、連盟のガバナンス及びコンプライアンスがきちんとなされていないことが伺われるもので、その公益性を疑わざるを得ません。

連盟の監督官庁である内閣府、公益等認定委員会に置いて、連盟が適切に運営されていくようご指導願いたく、ここに要望書を提出いたします。

2 事実経過

本年 5 月の連盟のホームページでの西部の除名、その理由の掲載がありました。

しかし、その中身については、処分と称するものの、代表権のない専務理事名のメールが届いてはいますが、西部に対して未だ連盟の代表者名による正式な処分通知が届いていないままであり、そして掲載されている処分理由にも多くの事実誤認があります。

事実誤認の内容は、

- (1) 西部は NDCforJAPN へ平成 26 年の 8 月に加盟しました。これは、西部の運営委員会で決定されており、議事録もあります。本部は西部の同団体への加盟後の 9 月の理事会で同団体に加盟しないようにと決定がなされており、これは本部の理事会議事録でも明らかです。西部が本部の意向を無視したわけではありませんし、その後本部の指導に従い西部は NDCforJAPN から退会しています。
- (2) 西部の役員に対して除名処分にかかわる事情聴取を要求された事実はありません。懲戒請求なるものが西部の会員から本部に提出されており、その内容の事情聴取の要求は何度かありましたが、理由が明らかにされておらず西部の顧問弁護士から内容証明によって、事情を明らかにするよう正当に請求しているものです。
- (3) 西部は正式に総会決議及び内部手続きを踏んで一般社団法人に移行しております。正式な議事録も存在していますし、定款等も本部に提出済みです。
- 確かに、連盟の理事会で承認は得ていませんが、西部の内部手続きについて、連盟がとやかく言う権利はありません。西部は本部の下部組織ではなく、加盟団体という別団体であることから当然です。
- (4) 西部の一会員から西部の役員に対する懲戒請求なるものが提出されていますが、その手続きにおいて事情聴取を行って事実を確認したことが西部の加盟団体からの除名の理由になるとは、辻褄が合いませんし、本部の定款や諸規定のどこにも規定のないことです。
- (5) 確かに西部は、昨年 12 月にある会員に対して役員資格停止という処分をしましたが、これは西部の内部の規定に基づき、意見陳述の機会も与えて、適正に科した処分です。しかし、連盟の資格に対する処分は一切していません。
- 西部の役員としての適性を問題とした処分であり、連盟が介入する問題ではありません。
- 一般的な意味で懲戒という言葉を使用してしまいましたが、その内容は上記のとおり単なる役員資格停止です。

以上のように、もし、連盟が除名という加盟団体の地位剥奪になる重大な処分を、適正な手続きによらず、また、事実誤認に基づいて一方的に行ったとするならば、むしろ連盟のほうが公益法人として公正かつ民主的な運営がなされているとは言えない、公益法人として不適格な運営がなされているものと言わざるを得ません。

3 諸規定等に関して

(1) 加盟団体規定の無効性について

今回このような不当な「処分」については、連盟の加盟団体規定を根拠としていると思われます。

確かに、連盟は財団法人として、自己の組織を構築する中で、地方の組織を加盟団体として、その目的であるボールルームダンスの普及と発展を図る事業を、協力して円滑に推進していくものと定款に規定しています。

ところが、理事会において決定している加盟団体規定なるものには、加盟団体が連盟の指導、監督、助言さらには是正措置を受けること、除名されることがあることなど、加盟団体を下部組織のように扱うような規定がされています。

これは、連盟の事業の本来の目的との関連で、独立して協力し合う関係にあるべき加盟団体という方式としては、行き過ぎた規定であると考えられます。

(2) 加盟団体規定の運用の実態

また、各地方組織の会員は、連盟の会員が各地方において組織することとなっており、連盟は会員に対する懲戒処分をちらつかせて、地方の加盟団体をその意向通りにコントロールしようとしている節があります。

昨年において、西部の活動停止という処分を行った際に、西部の会員の資格を停止すること、あるいは審査員の資格や役員の資格を無効とする措置を取ることによって、西部の行動を阻止できるものとして攻撃してきました。

今回も、上に見た西部の一会員からの、西部の内部自治の問題であるような懲戒請求に基づいて、しかも事実を反する内容に基づく懲戒請求に基づき事情聴取がなされ、それを理由として除名処分がなされています。

このような無理な加盟規定の運用がなされるのは、全く不当であり、少なくとも公益財団法人としてはあるまじき組織運営であると考えます。

4 結論として

そもそも、連盟の設立に当たっては、現在の北海道、東部、中部、西部、九州の五つの各ボールルームダンス連盟が出資して設立した財団法人でした。その西部を、上記のような不当な理由で、適正な手続きによらずに除名するという事は、自らの存在理由を否定する程の行為です。

今回は、連盟の一部幹部において、何ら根拠がないにも拘らず、見せしめ的に西部の除名処分をホームページに掲載しています。ホームページでは、会長が交代したことや諸規定の変更という重要なことは全く掲載していないのに、西部の加盟居団体の表示の削除やリンクの削除は早々に行うなど、あまりにも幼児的な行為であり、世間の常識から大きく逸脱して、結果としてダンスの普及と発展という公益目的を阻害していると言わざるを得ません。

そこで、連盟に対し早急に、不適切な会員規定等を是正し、不当な行為を繰り返す役員を解任することを、監督官庁である内閣府において適切に指導又は助言して頂くか、あるいはその指導や助言を受け入れない場合には公益認定を取り消すよう、ここに要望するものです。

もしこの要望が受け入れられない場合には、除名処分不存在確認又は除名処分無効確認と加盟団体地位確認の訴訟を提起し、さらに役員の評議委員会での解任請求及びそれがなされない場合には解任請求訴訟を提起していく準備があります。

なお、西部は法人格を取得し、平成27年5月4日の総会においてその権利義務等はすべて一般社団法人西部日本ボールルームダンス連盟に移行しています。

(添付資料)

1	連盟のホームページに掲載されている文章	P 1
2	西部に対するメールによる通知文	P 6
3	連盟の会員規定、加盟団体規定及び懲戒規定	P 7
4	東部日本ボールルームダンス連盟選手会の決議書	P 17
5	西部のある会員に対する処分通知書	P 19
6	西部の総会議事録、臨時総会議事録、運営員会議事録	P 20
7	連盟の第5, 6, 7回理事会議事録	P 36
8	西部の会員からの懲戒請求書	P 51
9	西部の役員に対する懲戒委員会出席依頼書	P 55
10	西部の顧問弁護士からの内容証明の写し	P 59
11	公益財団法人日本ボールルームダンス連盟の西部日本ボールルーム連盟に対する様々な不当な行動について	P 71